中津川市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱

中津川市アスベスト対策事業補助金交付要綱（平成22年３月23日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、建築物の所有者等が行うアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に要する経費の全部又は一部を補助する中津川市民間建築物アスベスト対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第４号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　アスベスト　労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第６条第23号に規定する石綿等をいう。

（２）　補助対象建築物　本市の区域内に存する建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。

（３）　アスベスト含有調査　補助対象建築物に使用されている吹付け建材にアス

ベストを含有している可能性があるものに係るアスベスト含有の有無について

行う、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年３月26日付け国官会第2317号

）に規定する住宅・建築物アスベスト改修事業（以下「アスベスト改修事業」と

いう。）に該当する調査をいう。

（４）　アスベスト除去等　補助対象建築物のアスベスト改修事業のうち、吹付け

　アスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール（アスベストが0.1パーセン

トを超えて含有されているものに限る。以下「吹付けアスベスト等」という。）

の除去、封じ込め、囲い込み（アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合

を含む。）又は吹付けアスベスト等が施工されている補助対象建築物の除却をい

う。

（５）　建築物石綿含有建材調査者　建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平

　成25年国土交通省告示第748号）第２条第２項に規定する者をいう。

（６）　アスベスト調査台帳　「民間建築物における今後のアスベスト対策につい

て」（平成29年６月22日付け国住指第810号）により岐阜県が整備するアスベスト

調査台帳をいう。

（補助金交付対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、次条に規定する事業を行う補助対象建築物の所有者

、管理者その他市長が適当と認めた者とする。

２　前項の規定にかかわらず、市税等を完納していない者は、補助金の交付を受ける

ことができない。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は次の各号に掲げる事業とし、それぞれ当該各号に掲げる条件のいずれも満たすものとする。

（１）　アスベスト含有調査事業

　　ア　岐阜労働局に登録された作業環境測定機関又は市長が適当と認める分析機関（以下「作業環境測定機関等」という。）が実施する調査であること。

　　イ　建築物石綿含有建材調査者が実施する調査であること。

　　ウ　過去に同一の補助対象建築物について、この要綱に基づく同一の事業の補助金の交付を受けていないこと。

　　エ　アスベスト調査台帳に掲載されていること。

（２）　アスベスト除去等工事事業

　　ア　吹付けアスベスト等が施工されている補助対象建築物の工事であること。

　　イ　アスベスト除去等の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行い、当該計画に基づく現場体制に基づき実施する工事であること。

　　ウ　アスベスト除去等を行う施工業者が、一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）によって審査証明された吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術による工法を施工できる者又は同等以上の者であること。

　　エ　補助対象建築物が、建築基準法（昭和25年法律第201号）の耐火性能（以下「耐火性能」という。）を要する建築物である場合は、除去等後において耐火性能の基準に適合するものであること。

　　オ　過去の補助対象建築物の同一敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第１項に規定する敷地をいう。）内に存する他の建築物について、この要綱に基づく同一の事業の補助金を受けていないこと。

２　前項の各補助対象事業において、対象建築物に所有者以外の居住者、借受人及び

使用者等（以下「居住者等」という。）が存在する場合又は分譲マンションで所有者が複数となる場合は、それぞれの場合において全ての居住者等及び所有者の承諾を得て実施するものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金

の額は、次の表に定めるところによる。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生

じたときは、これを切り捨てるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| アスベスト含有調査事業 | アスベスト含有調査に要する費用のうち作業環境測定機関等に対して支払う費用。ただし、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）を除く。 | 補助対象経費の額。ただし、１棟につき25万円を限度とする。 |
| アスベスト除去等工事事業 | アスベスト除去等に要する費用（補助対象建築物の除却を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用相当分）及び耐火性能の基準を満たすために必要な耐火被覆等の施工費用。ただし、消費税額等を除く。 | 補助対象経費の３分の２以内の額。ただし、１敷地内につき200万円を限度とする。 |

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる交付申請書に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　アスベスト含有調査事業にあっては、中津川市民間建築物アスベスト対策

事業（アスベスト含有調査）補助金交付申請書（様式第１号）

（２）　アスベスト除去等工事事業にあっては、中津川市民間建築物アスベスト対

策事業（アスベスト除去等工事）補助金交付申請書（様式第２号）

（交付決定の通知）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは中津川市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により、補助金を不適当と認めるときは中津川市民間建築物アスベスト対策事業補助金不交付決定通知書（様式第４号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第８条　申請者は、補助金の交付決定後に事業内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、次に掲げる変更交付申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

　（１）　アスベスト含有調査事業にあっては、中津川市民間建築物アスベスト対策

事業（アスベスト含有調査）補助金変更交付申請書（様式第５号）

　（２）　アスベスト除去等工事事業にあっては、中津川市民間建築物アスベスト対

策事業（アスベスト除去等工事）補助金変更交付申請書（様式第６号）

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、

　交付額等の変更を決定し、中津川市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付決定

　変更通知書（様式第７号）により、当該申請者に通知するものとする。

３　申請者は、補助金の交付決定後に事業を中止した場合は、中津川市民間建築物ア

スベスト対策事業中止届出書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　申請者は、事業が完了したときは、速やかに、次に掲げる完了実績報告書に

関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　アスベスト含有調査事業にあっては、中津川市民間建築物アスベスト対策事業（アスベスト含有調査）完了実績報告書（様式第９号）

（２）　アスベスト除去等工事事業にあっては、中津川市民間建築物アスベスト対

策事業（アスベスト除去等工事）完了実績報告書（様式第１０号）

（補助金額の確定通知）

第１０条　市長は、前条に規定する実績報告書の内容を審査し、その事業の成果が適当と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、中津川市民間建築物アスベスト対策事業補助金確定通知書（様式第１１号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１１条　前条により補助金額の確定通知を受けた者は、速やかに中津川市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付請求書（様式第１２号）を市長に提出するものとし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（検査等）

第１２条　市長は、申請者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（交付決定の取消し）

第１３条　市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

（２）　その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

（補助金の返還）

第１４条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消し部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（雑則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。